

F U J I S A N N E T W O R K

ふじさんネットワーク

情報誌 1999.OCTOBER 創刊号



ふじさんネットワーク



ごあいさつ

富士山を愛する多くの県民をはじめ全国の方々、事業者、行政等が連携して総合的な環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の設立総会が、このように多数の皆様のご参加をいただき、開催できますことに心からお礼申し上げます。

富士山は、その雄大な姿と四季折々の美しさ、気高さにより、^{いにしえ}古から人々に深い感銘を与え、日本人の心のふるさととなっております。

しかしながら、富士山を取り巻く環境は人間の活動によって急速に変化し、様々な問題が指摘されております。

このため静岡県では、平成7年度に「富士山総合環境保全指針」を策定するとともに、昨年11月に指針の基本理念である、豊かな自然環境を「保全」し、自然と人との「共生」を図り、美しい景観や豊富な地下水などの豊かな恵みを将来にわたり「継承」していくための全国的運動の原点となる「富士山憲章」を、山梨県と共に制定し、県内外からの幅広い参加を得て、富士山の総合的な環境保全対策を展開しております。

「ふじさんネットワーク」は、富士山の環境保全を行う自然保護団体、企業、行政等が、それぞれの得意分野を生かした自主的活動により、「富士山憲章」の周知とその趣旨を実践するとともに、その活動の輪を広げていくために設立するものであり、富士山の環境保全に果たす役割は大きなものがあると考えております。

このネットワークの輪が全国に広がり、富士山を愛する多くの人々の思いが結集し、保護と適正な利用の下に、富士山を国民の財産として、また、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを念願申し上げましてあいさついたします。

平成11年10月23日

静岡県知事
石川嘉延



趣旨

富士山は、その雄大さ、気高さにより古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として愛されてきた山です。

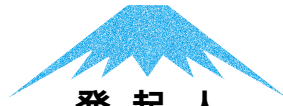
また、富士山は私たちに美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この豊かな恵みは今を生きる人々だけのものではなく、未来の子供たちに引き継いでいかななくてはなりません。

自然と人との共生社会の実現を目指す、静岡・山梨両県は、日本の象徴である富士山の豊かな自然環境、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくための全国的な運動の原点となる「富士山憲章」を平成10年11月に制定しました。

この「富士山憲章」を周知、定着させていくため、富士山を愛する多くの人々のパートナーシップに基づいて、県民をはじめ国民、事業者、行政が一体となって富士山の総合的な環境保全に取り組む、「ふじさんネットワーク」を設立します。

「ふじさんネットワーク」は、会員の得意分野を生かした様々な自主的活動により、「富士山憲章」の周知及びその趣旨を具体的な活動に結びつけていくとともに、会員相互の交流・連携を図り、その活動の輪を広げていこうとするものです。

「ふじさんネットワーク」は、その活動を通じて、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを目的とします。



発起人

土 隆一
静岡大学名誉教授

吉岡 徹郎
静岡県環境部長

鈴木 清見
富士市長(富士山の自然と環境を守る会会長)

長田 央
小山町長(富士山をいつまでも美しくする会会長)

渡辺 紀
富士宮市長

内海 重忠
御殿場市長

大橋 俊二
裾野市長

山本 肇
財団法人 静岡県文化財団副理事長

増田 健一
富士宮商工会議所会頭・富士宮市観光協会会長

佐藤 尚吾
富士山の自然を守る会事務局長

仁藤 浪
富士宮自然観察の会会長

佐野 毅
ふじ環境倶楽部代表

渡辺 健二
富士山ナショナル・トラスト会長

高橋 節蔵
富士山自然誌研究会会長

手網 拓史
富士に学ぶ会代表

荻原 恒久
小山秀峰山岳会代表

花野井忠司
富士箱根伊豆自然観察指導員連絡会会長

増山 寛治
沼津市民協議会事務局幹事

水野 幾子
グローバル文化交流協会会長

漆畑 信昭
財団法人柿田川みどりのトラスト会長

井上 高臣
御殿場ライオンズクラブ代表

鈴木 一紘
株式会社静岡新聞社取締役東部総局長

篠崎 鉄夫
日本放送協会静岡放送局長

堀内光一郎
富士急行株式会社代表取締役

社団法人食品容器環境美化協会静岡連絡会

生立ちと活動概況

財団法人 柿田川みどりのトラスト
駿東郡清水町伏見766 TEL.0559-75-5454
http://www.izu.co.jp/~kakida



財団法人柿田川みどりのトラストは、ナショナル・トラスト運動を行うため、柿田川自然保護の会から分離した環境保護団体です。

1975年6月、柿田川の自然破壊を座視出来ず、柿田川自然保護の会を僅か10名で結成しました。以後、あらゆる機会を通じ、保護を訴えましたが、十分な成果は得られませんでした。残された道は、全国的に関心を高め、土地を取得する、ナショナル・トラスト運動しかないと考え、1988年3月19日に、柿田川みどりのトラスト委員会（財団法人柿田川みどりのトラストの前身）を結成し、募金を始めました。幸い、マスメディア

の強い支援を受け、全国的な大きな運動となりました。1999年9月末現在、約1億円強の募金を受け、約2100㎡の土地取得と、約800㎡の土地借上げに成功しました。無税で土地買収中の行政側と競合し、税制上不利な状況下であり、土地取得に苦闘しています。しかし、柿田川保護に関しては、行政側も現在は私たちと同じ考えであり、官民協力で、良い方向に進んでいます。保護活動は、柿田川自然保護の会と共同で行っています。主な活動は、柿田川流域保全、水量・水質調査、動植物調査、観察会、パトロール、募金、案内、他団体との交流、行政との定期会合、機関紙発行、その他啓蒙活動、富士山植樹等です。

富士山植樹は、柿田川を含めた東富士山麓の湧水減少を憂え、関係自然保護団体が、柿田川・東富士の地下水を守る連絡会を結成し、涵養林育成を狙ったものです。

1977年より始め、行政側の協力のもと、200名以上の参加を得て、標高1100m～1400mの南東富士山国有林に、広葉樹を主体に植えています。半永久的な植樹ゆえ、21世紀に生きる子供たちを参加させています。あらゆる年齢層を含めた官民協力の緑化と涵養林育成のための植樹は、まさに、理想的な姿と言えるでしょう。

身近な自然を知り、大切に残していこう。

富士宮自然観察の会
事務局〒419-0317 芝川町内房3168-29 遠藤茂基 TEL/FAX.0544-65-2092
会長〒418-0035 富士宮市星山85-186 仁藤 浪 TEL/FAX.0544-24-9348



昭和59年4月に設立。身近な自然に接し、触れ、親しみ、大切に残していきたいと願っている、富士宮市を中心とした仲間の集まりです。毎月一回の自然観察会を催していますが、単に観察するだけではなく、様々なことに興味を持ち、取り組んでいます。たとえば...

小田貫湿原の保全活動

昭和59年10月の観察で多くの失われた湿性植物が認められたため、保全活動を起こし、活動しています。

西白塚ブナ林再生運動

昭和60年の白神山地のブナ林保護活動の一環として行

われた全国一斉観察会を西白塚で開催。以後毎年観察会を実施。平成8年、台風の被害を受けたため、当会が母体となり“富士山自然の森づくり”を立ち上げ、9年9月より自然林再生活動に取り組み始めました。

固有野草の保護活動

湿地や高原特有の絶滅のおそれのある特定種を自然の環境に逆わらない範囲で保全しています。

ゴミ拾いと調査報告

観光ブームによりゴミが増加し、海洋生物への悪影響が現れたことを機に全国的活動が始まり、当会は平成4年より参加。拾うだけでなくゴミをひとつずつ調べ、その要因の元から改善していこうと考え、毎年その結果を全国事務局に報告しています。

視覚障害者との観察会

平成7年より毎年1回催しています。五感による観察は小道具が有効である場合もあり、勉強になります。

私たちはこれからも身近な自然を知ること、どのようにすれば残すことができるのかを考え、また楽しみながら観察を続けたいと思っています。みなさんも気軽に自然観察会に参加して、いっしょに体験しませんか。

富士山崩落防止の森づくり

富士山ナショナル・トラスト
〒412-0047 御殿場市神場646 (財)富士社会教育センター内 TEL.0550-89-2530 FAX.0550-89-2516



富士山が崩落しています。大沢崩れはある程度知られていますが、富士山の東南麓、御殿場口登山道から須走口登山道の間の崩落が続いているのです。この地帯は、本来、森林でしたが、今から約300年前の宝永噴火で、大砂れき地帯となったのです。

この砂れきが、春先に雪と一緒に雪崩のように崩落しているのです。これを雪代といっています。この雪代の発生場所が、山の高いところから、低いところへと移ってきており、その被害が麓へも広がっているのです。

また、台風やオフロード車の被害も見逃せません。

このまま放置していれば、第二の大沢崩れになることは必定です。なんとか崩落を防止し、富士山の美しい山の姿を守りたい。コンクリートで固められた富士山ではあまりに痛ましい。そのためにはどうするか。緑化によって、少しでも崩落を防止しよう。

ところが緑化といってもそう簡単ではないのです。富士山の気象は、植物にとってはあまりに苛酷です。砂れき地ですから、栄養分がまったくありません。風で土が流動します。寒暖の差も激しく、夏場は60度を超え、

冬場は、マイナス20度を超えます。ですから、普通の木を植えても根付かないのです。

そこで開発されたのが、本会の会長渡辺健二氏が提唱する「間接的手法」です。それは、富士山に自生するバッコヤナギを植え、先駆植物の進出を促し、土地の改善を図る。そうすれば、自然に緑化はすすむ、というものです。

すでに、2万本の植樹を行い、成果を上げています。

富士山「まなびの森」プロジェクト

「まなびの森」実行委員会（住友林業内）
東京都新宿6-14-1 (住友林業株式会社 総務部内) TEL.03-3349-7521
http://www.sfc.co.jp/



富士山「まなびの森」活動は、住友林業が創立50周年記念として、平成9年に開始した社会貢献事業です。平成8年に富士山麓を襲った台風により、大規模な風倒木被害を受けた富士山の森を、ボランティアの皆様による植樹により、緑豊かな森に再生するお手伝いをするを目的としています。

平成10年より毎春秋に植林活動を実施し、毎回多数の方に参加して頂いています。平成11年春の段階で、参加人数は延べ1,171人、植栽本数は13,610本、植栽面積は13.7haとなりました。運営にあたっては、富士宮市、静岡県、関東森林管理局、地元ボランティア団体、学識者、マスコミなどからなる企画懇談会を設け、そこでの議論を踏まえて活動を行っています。また、この活動は、林野庁の「森林の学校」制度を活用して、ボランティア活動の拠点となる施設も建設しました。

平成11年9月に竣工し、公募により名称を「フォレストアーク」と名付けました。地元の皆様を始め、広く皆様にご利用頂ければと思います。今後、ここをベースに自然体験講座や森林内講演会など、人々が自然と触れ合う環境教育と啓蒙の場を築いていきたいと考えています。

ここでも森づくりの趣旨は、ナチュラルゲメス（合自然）の理念に沿って、できる限り自然の再生力を活用しながら、早期に自然復元を目指すことにあります。地帯えや下刈りなどの人工的な管理を極力避けた“群状植栽”により、自然の摂理に従った森林再生を行います。一方、ツリーシェルターという筒で苗木を保護することで、鹿などの野生動物との共存を図っています。

富士山「まなびの森」では、誰もが親しめる森づくりを行っていきたく思いますので、小さいお子様からご高齢の方まで、お気軽にご参加下さい。

ふじさんネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、ふじさんネットワーク(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、富士山憲章(平成10年11月18日制定)の周知及び定着を図るとともに、富士山の環境保全運動を全国的な広がりをもって展開していくため、会員が自主的及び連携して活動することにより、富士山を世界に誇れる山として保全し、その恵みを後世に継承していくことに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 富士山憲章の周知、定着に関すること。
- (2) 富士山の環境保全運動の展開に関すること。
- (3) 会員の相互交流の促進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会員の種類)

第4条 ネットワークの会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 国、県、市町村、法人、企業及び団体等であって、ネットワークの目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 ネットワークの目的に賛同し、協力するために入会した個人等

(入会)

第5条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
2 会員である法人等が解散したとき又は会員が死亡したときは、退会したものと

(役員の種類及び選任)

第7条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事(会長及び副会長を含む)10人以上20人以内
- (4) 監事 2人

2 役員は正会員のうちから総会において選任する。

3 会長及び副会長は幹事の互選により定める。

4 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、幹事会を構成し、会務を処理する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長及び顧問)

第10条 ネットワークに、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、名誉職とし、総会の議決を経て定める。

3 顧問は、幹事会の議決を経て会長が委嘱する。

4 顧問は、重要な事項に関し会長の諮問に答える。

(会議)

第11条 ネットワークに次の会議を置く。

- (1) 総会
幹事会

(総会)

第12条 総会は、正会員で構成し、年一回を定例として会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

2 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を審議、議決する。

- (1) ネットワークの事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算
- (2) その他会長が必要と認めた事項

3 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

4 総会は、正会員の半数以上が出席(代理出席を含む。以下同じ。)しなければ、開くことはできない。

5 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長、副会長、幹事で構成し、会長が召集する。

2 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第14条 ネットワークの事務を処理するため、ネットワークに事務局を置く。

2 事務局は、静岡県環境部富士山保全室に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(事業年度)

第15条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わるものとする。

(解散)

第16条 ネットワークは、総会の議決により解散する。

(補足)

第17条 この会則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

1 この会則は、平成11年10月23日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は第7条第2項、第3項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿の会長、副会長、幹事、監事とし、その任期は第9条第1項の規定にかかわらず平成13年度の総会の日までとする。

3 この会の設立当初の顧問は、第10条第3項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿のとおりとする。

4 この会の設立当初の事業年度は第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。

事務局通信

9月30日 「ふじさんネットワーク」 インターネット・ホームページ START!

10月23日の「ふじさんネットワーク 設立に先立ち、インターネット・ホームページをスタートさせました。現在のコンテンツは『設立趣旨』『ご挨拶』『会員募集』です。今後は、会員のみなさんが自由に意見交換できる交流の場「会議室」会員団体のみなさんをご紹介する「会員紹介」会員や「ふじさんネットワーク」の活動スケジュールをお知らせする「イベント情報」会員のみなさんの撮影した富士山の写真を掲載する「ふじさんギャラリー」など、随時スタートさせていく予定です。気軽にアクセスしてください。



投稿、寄稿大募集!

この情報誌「ふじさんネットワーク」ではみなさんの投稿、寄稿をお待ちしています。会員のみなさんの行事、イベント、活動報告等お知らせください。紙面にて紹介させていただきます。また「メンバーズ」は会員のみなさんの自己紹介ページです。事務局より順番に執筆を依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会員募集中

「ふじさんネットワーク」は随時会員を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

シンボルマーク完成

10月23日の設立総会で、「ふじさんネットワーク」のシンボルマークが発表されます。これは会員相互の意識高揚と活動の証として作製されたものです。

シンボルマークの使用については事務局の承認を得てください。



ふじさんネットワーク

事務局

〒420-8601
静岡市追手町9番6号
静岡県環境部富士山保全室内
「ふじさんネットワーク」事務局
TEL / 054-221-3618
FAX / 054-255-6495
URL / <http://www.fujisan-net.gr.jp/>

ふじさんネットワーク

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

静岡県
山梨県